

種苗法の一部を改正する法律（令和 8 年改正参考資料）

令和 8 年 7 月
農林水産省

植物新品種の保護・活用をめぐる動き（政府決定）

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（抄）

【知的財産の保護及び活用の推進】

生産者への苗木リース、優良品種の苗木の生産や取引を厳格に管理するシステムの導入、GI制度等の更なる活用など、差別化・ブランド化の取組を推進する。

また、**種苗のオンライン取引の増大等、新たな流出リスクに対処し得るよう、権利者や農業現場における管理の徹底と侵害・模倣への対応の実効性向上に向けた制度的枠組みの整備**も含め、総合的に措置を講ずる。

【品種のグローバル展開】

優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場における我が国の輸出促進に理解があるライセンス先の海外生産を組み合わせたジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティを得て、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、更には新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる取組を推進する。

出願・審査手続の円滑・迅速化、育成者権の行使の実効性の向上など育成者のメリット・権利の強化、DNA品種識別技術を活用しやすい環境の整備、苗木のリース方式の活用や苗木のシステム管理による流出抑止とブランド管理、オンライン取引の増大等の新たな流出リスクへの対応を推進するほか、**これらの推進に必要な制度的枠組の整備を検討**する。

育成者権の保護

品種の独占的な利用
(種苗を作る・増やす・増やした種苗を販売する等)

品種登録

無断利用を防止する
一方、信頼できる者
にライセンス

新たな品種開発

新品種による生産性の向上

品種の利用料

種苗の販売収入の一部又は
品種の利用許諾によるライ
センス収入として徴収

品種開発コスト
の回収

植物新品種保護制度の枠組

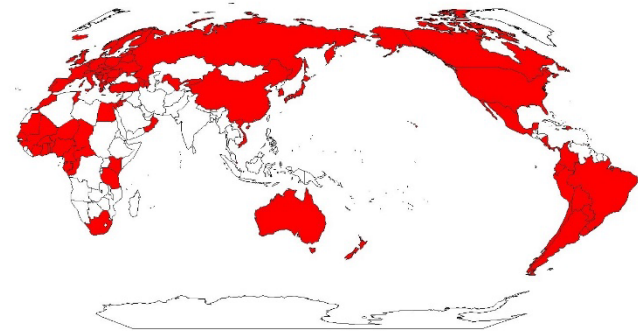
- 新品種の育成者は、農林水産省への品種登録により、「育成者権」を得て、登録された品種の種苗、収穫物等の生産・販売・輸出入をする権利を独占する。
- この制度は、**国際約束（UPOV条約）の加盟国共通の枠組み**。外国においても、その国での品種登録により、その国で登録された種苗等の生産・販売・輸出入の権利を独占することができる。UPOV条約上、育成者権の存続期間は20年（樹木等にあつては25年）以上とする必要があり、**我が国では今回の改正前の種苗法による存続期間は25年（永年性作物にあつては30年）であった。**
※種苗法制定時は20年（〃25年）、平成17年改正で延長
- 加盟国当局間では、品種登録の効率化に向け審査結果を提供する審査協力も実施。

植物新品種の保護に関する国際条約（通称：UPOV条約*）

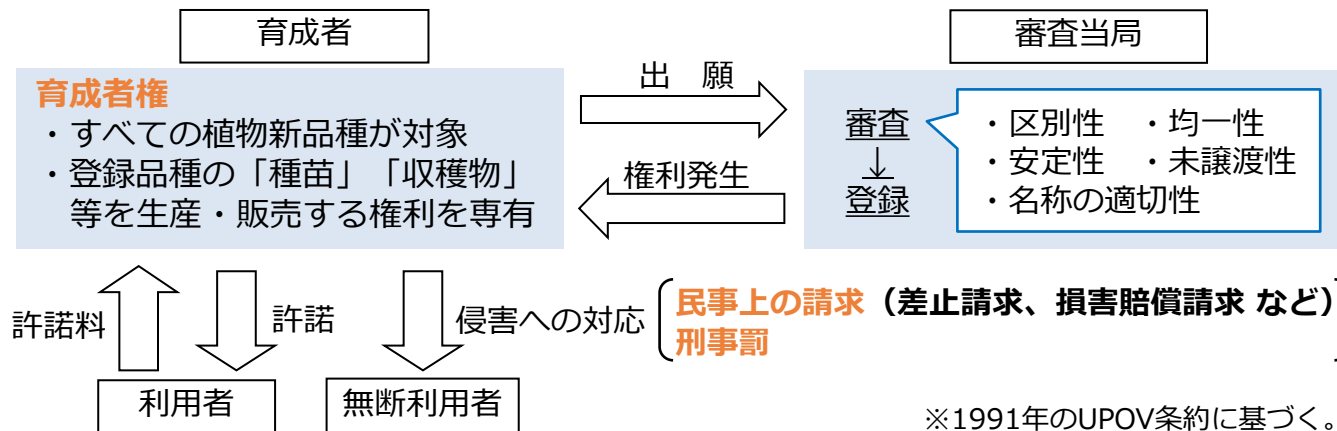
* Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales（植物新品種保護国際同盟）

- ・優れた品種の開発を促進し、農業の発展に貢献することを目的に、新品種の保護対象、保護内容、保護期間などの基本的原則を規定。
- ・1978年条約と1991年条約が併存。後者は、果樹を含む全品種を対象とし、種苗に加え、収穫物等の生産・販売にも保護が及ぶ権利を規定。
- ・加盟国数は80（78年条約：17 91年条約：63）。アセアン諸国のうち加盟国は、シンガポール、ベトナムのみ。

【UPOV条約加盟国】



【品種保護制度の枠組み】



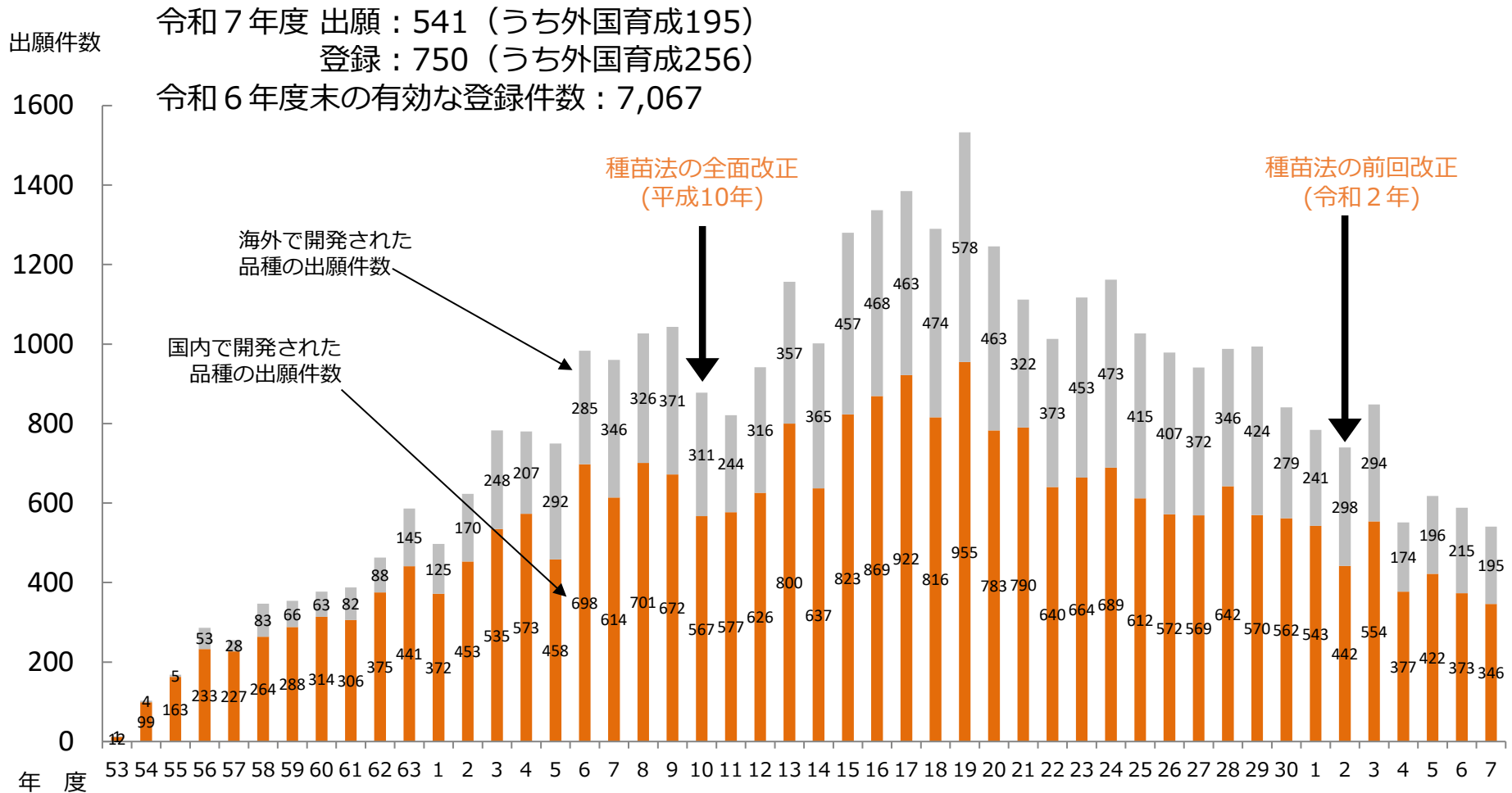
【我が国の審査協力覚書締結国】

我が国は、19カ国・地域との間で、我が国品種登録審査結果の提供に関する覚書を締結
オーストラリア、ブラジル、
ニュージーランド、スイス、
ベトナム、EU、ロシア、ケニア、
メキシコ、イスラエル、
オランダ、トルコ、カナダ、
ペルー、シンガポール、米国、
コロンビア、台湾、英国

※1991年のUPOV条約に基づく。

植物新品種の品種登録の状況

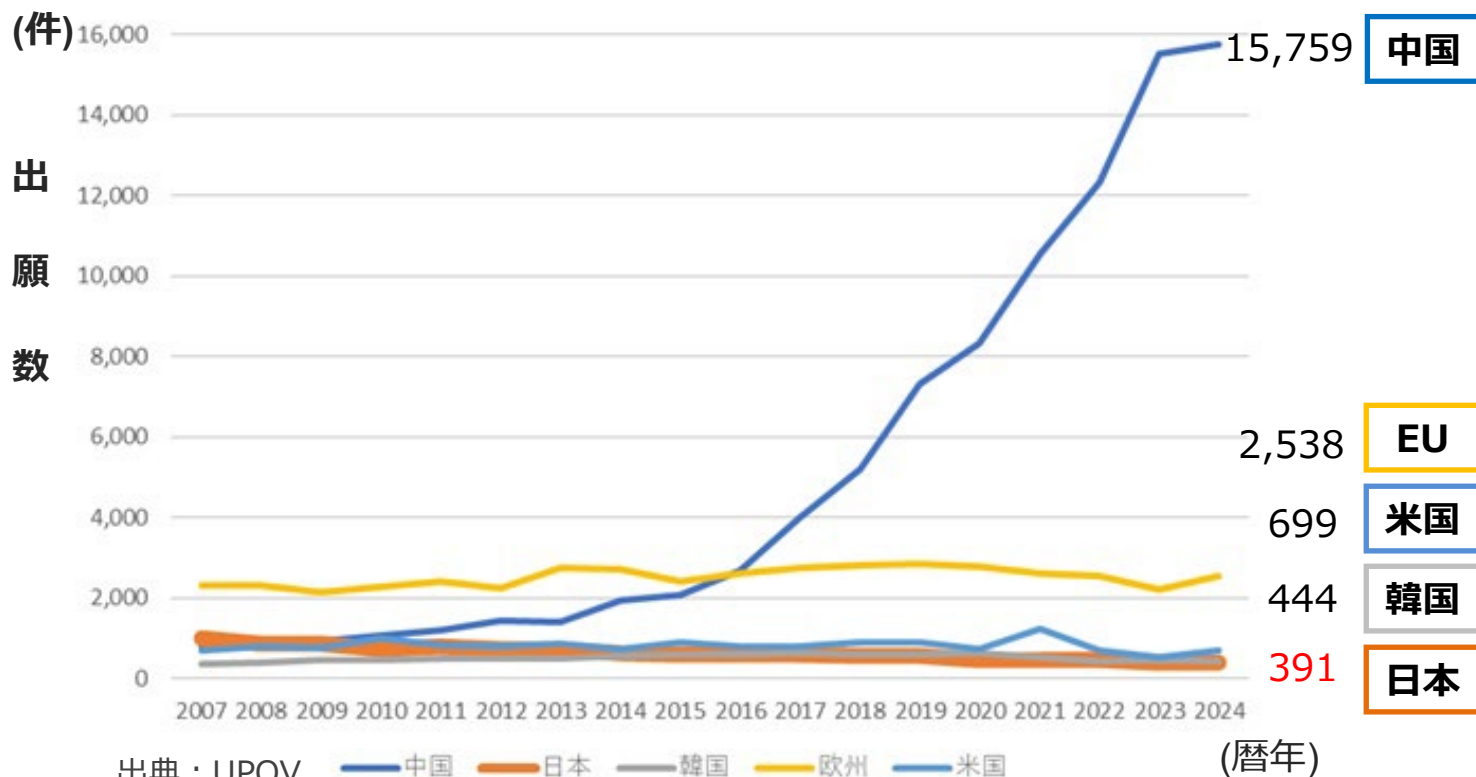
- 品種登録の出願の件数は**平成19年をピークに減少傾向**。
- 令和7年度の我が国における年間品種出願件数は541品種（うち外国育成195品種）。



各国の植物新品種の品種登録出願の動向

- 主要国の出願状況を見ると、**近年、中国が最も多く15,759件とEUの2,538件の約6倍。**
- 我が国では新品種の出願数が減少傾向。品種開発の促進には、研究開発の支援や知的財産権の保護など、投資環境の改善が不可欠。

【各国における国内登録出願数の推移】



- ・ 我が国の出願はこの10年で4割減少
- ・ 現在は、韓国の品種出願数にも及ばない状況

我が国の品種が海外で販売されている可能性

- 2025年、中国・韓国の種苗会社等のインターネット販売サイトにおける種苗の販売状況を調査したところ、日本で開発された新品種と同じ名称、又はその品種であることを想起させる名称（美味C、森林光輝 等）を用いた種苗が、**54品種**確認された。
- 中国・韓国で日本開発品種の栽培が広がっていることが懸念される。

種類	品種例
イチゴ	おいCベリー、桃薫、古都華、かおり野、ももいろほっぺ8号（天使のいちご）、真紅の美鈴 等
かんしょ	ベにはるか、HE306（シルクスweet）
カンキツ	せとか、あすき、西南のひかり、はれひめ、愛媛果試第28号（紅まどonna）、愛媛果試第48号（紅プリンセス）、甘平、媛小春、せとみ、大分果研4号、ベにばえ 等
リンゴ	もりのかがやき、はるか、トキ、紅夏、大紅栄 HFF63、HFF60、HFF33、紅の夢 等
ブドウ	シャインマスカット、クイーンニーナ、ブラックビート 等
ナシ	あきづき
モモ	西王母
カキ	早秋、甘秋、貴秋 等

注）インターネットサイト上で販売されていた商品が、日本の登録品種そのものか、日本の登録品種であることを想起させる名称が付された他品種の種苗なのかは特定していない。また、インターネットサイト上で確認されたものであり、実物の確認はしていないので、本調査は、育成者権侵害の事実まで確認したものではない。

我が国の優良品種の海外流出

- かんしょの「べにはるか」は、韓国で栽培が拡大しているほか、中国や東南アジアにおいても栽培が確認されている。かんきつの「あすき」は中国のインターネットサイトにおいて、**日本での品種登録前の時点で結実している苗木の写真が掲載**。
- 海外で我が国品種の生産・販売が無秩序に拡大していくことは、**国内からの輸出品との競合、日本の農産物のブランド価値の毀損**につながる。

べにはるか（かんしょ）

べにはるか（2010年に日本で品種登録）は、2015年頃に韓国で栽培が開始され、2019年には**韓国国内のかんしょの作付の40%近くを占めるまで栽培が拡大したとされている**。中国では**一定規模の産地が確認されているほか、タイやインドネシアでも栽培が確認されている**。



韓国の量販店で販売されているべにはるか

あすき（かんきつ）

あすきは、2017年に日本で品種登録出願、2020年12月に国内で苗木販売を開始し、2022年に品種登録されたが、**中国のインターネットサイトにおいて、2020年4月時点で結実している苗木の写真とともに、糖度が高いなど果実品質の評価が掲載**。

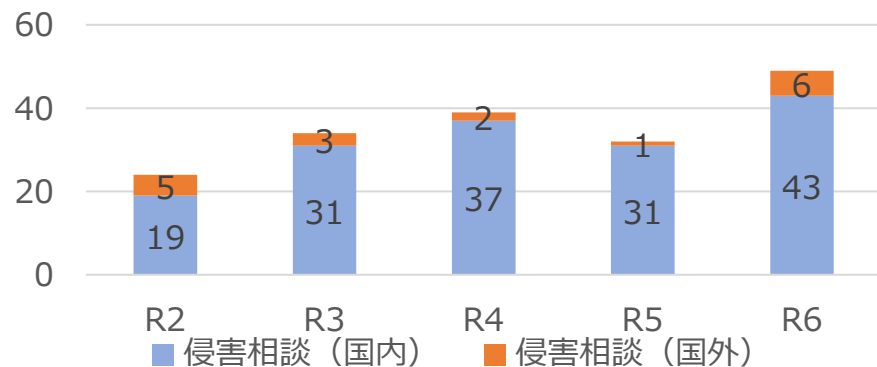


（写真：農研機構）

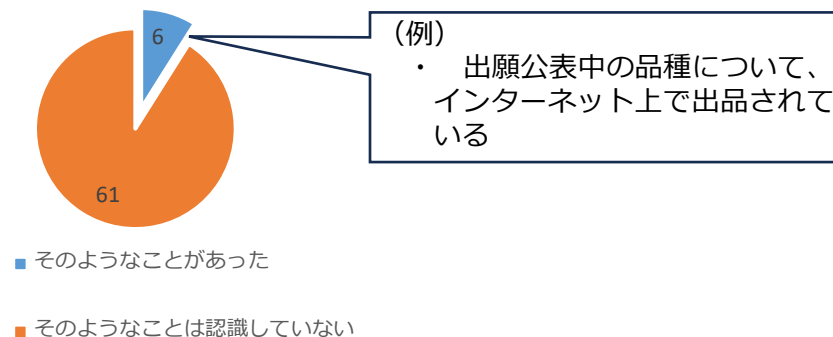
育成者権侵害に対する権利行使の課題

- 種苗管理センターへの育成者権侵害の相談件数は上昇傾向にあるとともに、育成者権者に対するアンケートでは、**品種登録が行われる前の品種登録出願中の品種の無断利用の事例**も報告されている。
- **育成者権侵害を受けた場合でも、侵害に対する対応を行わない割合も高い**。これには、育成者権者では侵害に関する**証拠の収集が難しい**（例えば、侵害疑義品の入手や無断増殖の現場確認）、訴訟を提起しても**損害賠償で得られる金額が小さい**といった課題が挙げられている。

【種苗管理センターにおける侵害相談件数】

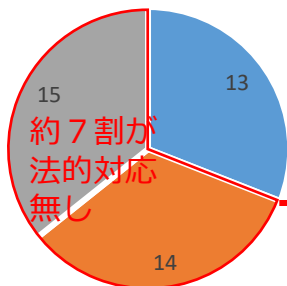


【出願公表後から出願登録までの間の無断譲渡・栽培の有無】

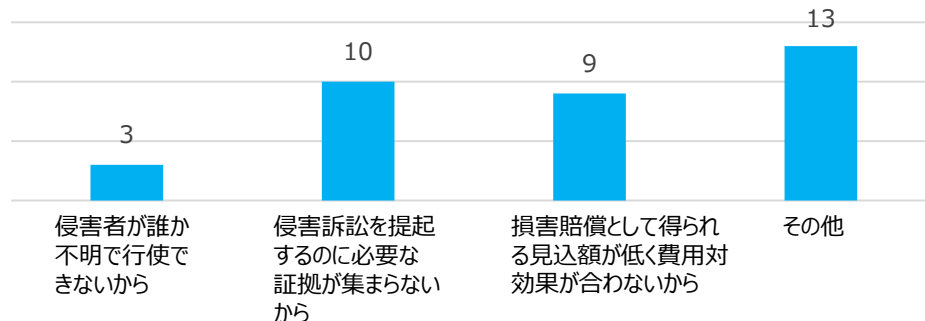


【侵害・侵害疑義事例に対する法的措置の有無】

- 侵害はあり、法的対応をおこなった
- 侵害はあったが、法的対応は行わなかった
- 侵害が疑われる事例があったが、法的対応は行わなかった



＜うち法的措置をとらなかった理由（複数回答）＞

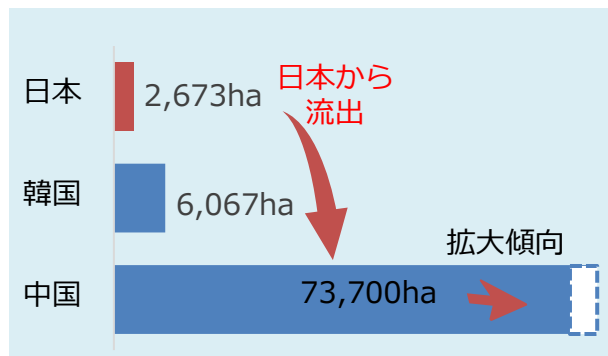


（資料：令和7年度育成者権者アンケート、令和2～6年度農研機構業務報告書）

ライセンス管理の必要性

- シャインマスカットは過去に流出したものが中国・韓国等で拡大。海外市場においてこれら外国産品との競合・競争が激化。
- さらに、正規にライセンスすれば得られたはずのロイヤルティ収入も逸失。
- 適切にライセンス管理を行いライセンス収入を得て、次の品種開発につなげていくべきではないか。

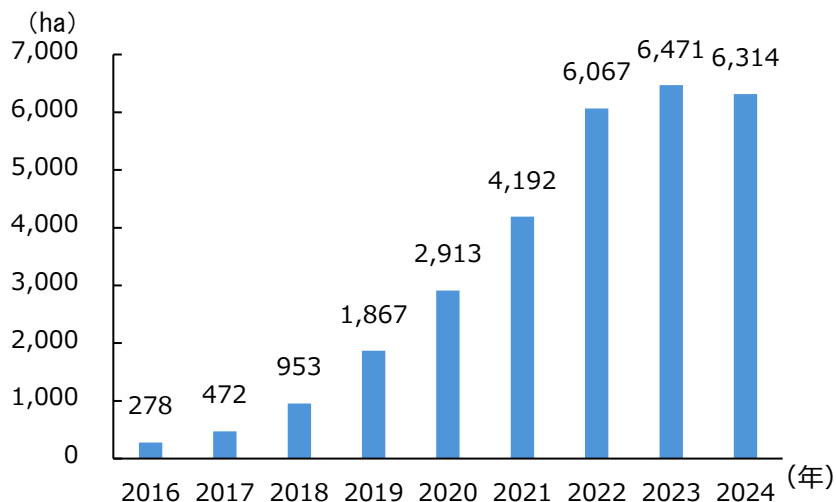
■ 日本、韓国、中国のシャインマスカットの栽培面積



(令和4年)

中国・韓国への流出に伴う損失額は
許諾料換算で
年間約200億円弱

■ 韓国におけるシャインマスカット栽培面積の拡大



日本からのぶどう輸出の92%を占める台湾、香港においては、過去10年間で韓国産の輸入が急拡大しており、日本に迫る勢いとなっている。

■ 台湾のぶどう輸入額

(千米ドル)

	2014年	2024年
日本	4,329	約5.5倍 → 23,580
韓国	25	約752.9倍 → 18,746
全世界	57,949	約2.1倍 → 119,643

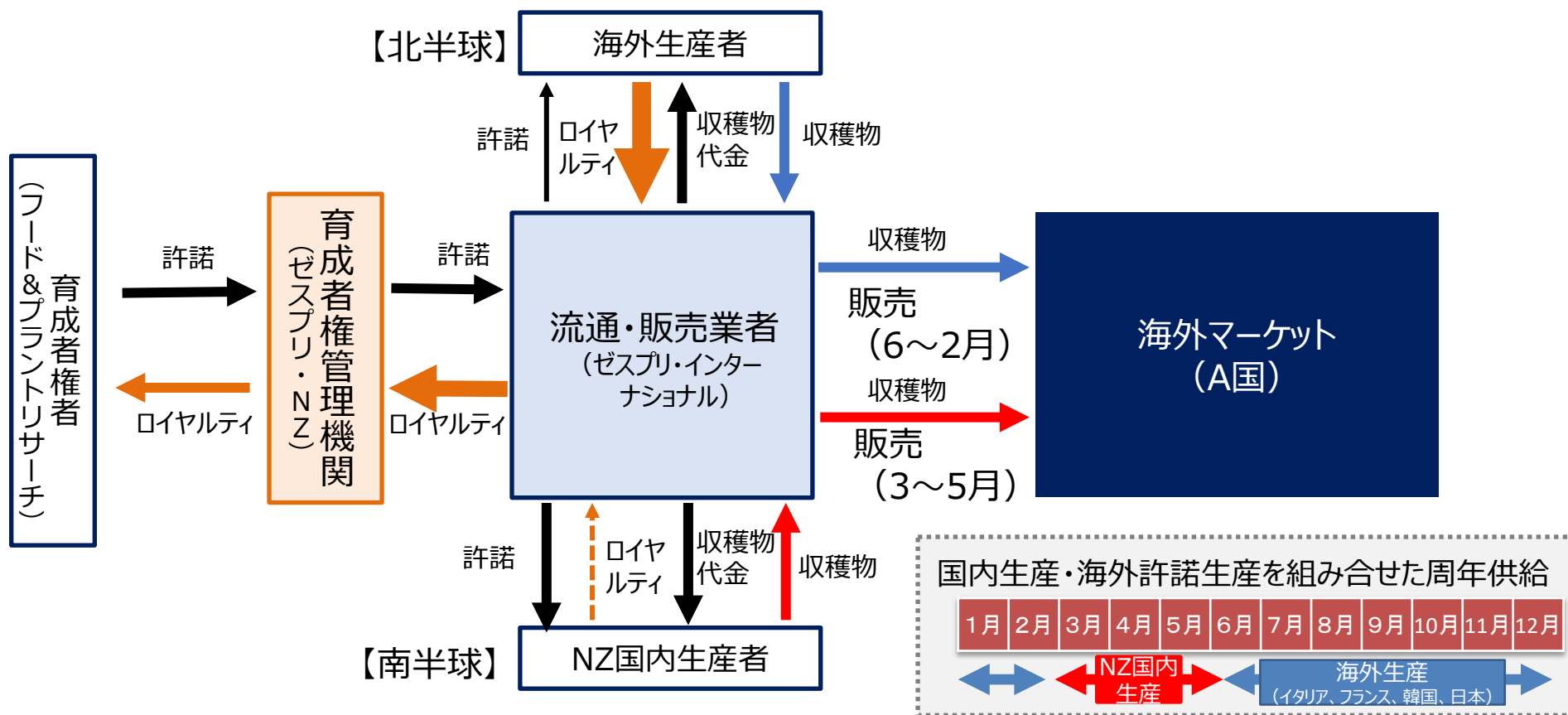
■ 香港のぶどう輸入額

(千米ドル)

	2014年	2024年
日本	3,665	約3.6倍 → 13,311
韓国	335	約21.4倍 → 7,155
中国	11,704	約2.6倍 → 29,958
全世界	455,777	約0.5倍 → 213,063

海外で成功しているライセンスビジネスの事例（ゼスプリ）

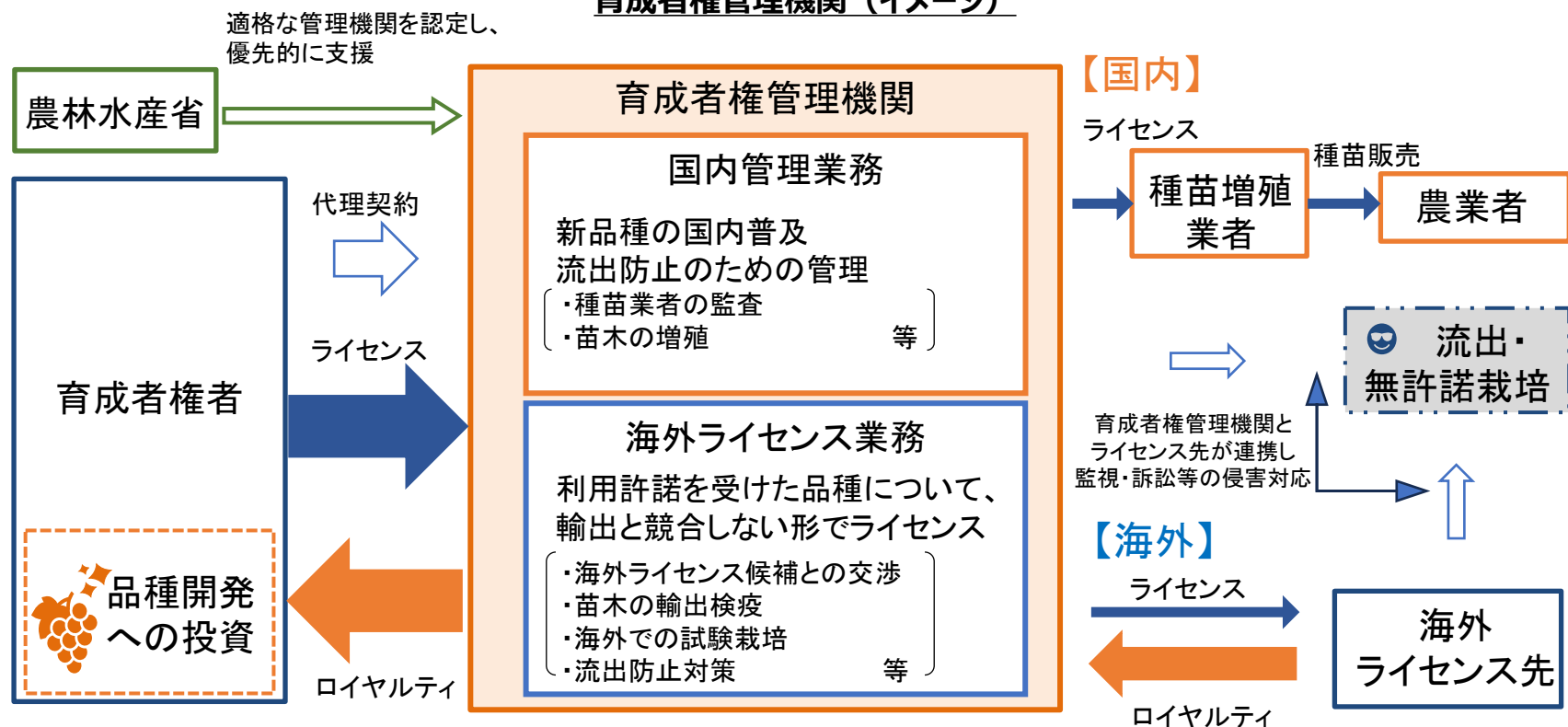
- ゼスプリはニュージーランド産のキウイと、その端境期の北半球におけるライセンス生産を組み合わせることにより周年供給を実現し、海外での棚を確保。
- 育成者権者からの委託を受ける形でゼスプリが生産者にキウイ品種の利用許諾を行うとともに、苗木の供給はリース方式で実施することで厳格な管理（育成者権が消耗しない）を可能としている。
- NZ国立研究機関である育成者権者はロイヤルティも活用し、ゼスプリと共同して新品種を開発し、近年も産地で品種の入れ替えが進められている。



育成者権管理機関について

- 優良品種は、我が国農業の強みの源泉であり、この強みを最大限生かせるよう、**優良品種の適切な管理、産地化・ブランド化**、更には競争力の高い**新品種の開発**につなげる**サイクルを確立することが重要**。
- 優良品種について、海外での無断栽培を抑止しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、専門性のある**育成者権管理機関を立ち上げ、事業を開始**（令和8年7月17日輸出・国際局長認定）。
- 育成者権管理機関では、
 - ① **品種の流出防止に向けた国内管理**
 - ② **海外での無断栽培を抑止しつつ、輸出と競合しない形で海外ライセンスを実施**。

育成者権管理機関（イメージ）



種苗法の一部を改正する法律の概要

- 育成者権者の許諾を得ない海外流出が続いている中で、育成者権が付与される前の出願品種の流出や種苗の海外持出制限の実効性の強化といった課題が明らかに。
- 育成者権の保護を強化するための本法律が令和8年7月17日に成立。

法律の概要

1 育成者権の存続期間の延長（第19条第2項）

新品種育成において高温耐性と多収性など複数の形質を付与するには高度な技術と労力を要するようになっており、また、優良品種を用いた産地形成（種苗増殖と成木化に加えて、生産技術の確立・普及）に長期間を要する実態を踏まえて、育成者権の存続期間（現行25年、永年性植物は30年）を10年延長する（UPOV条約では20年以上と規定、加盟国の最長は30年（永年性植物は35年））。

2 植物新品種の流出防止対策の強化

（1）品種登録出願中の保護（第14条の2）

品種登録において出願から登録までには栽培試験等により数年間を要し、その出願期間中（育成者権の保護が無い期間）に種苗が海外に流出している実態を踏まえて、出願品種の種苗の輸出の差止めを行うことができることとする。

（2）種苗の輸出目的の保管の制限（第21条第2項、第21条の2第1項）

育成者権者の許諾無しでの種苗等の海外持出しの制限（輸出先国の指定）の実効性を高めるため、種苗等の海外持出し（輸出）の前段階である海外持出し（輸出）目的での保管（例えば輸出向けの倉庫での保管）にも育成者権の効力が及ぶこととする（育成者権の消尽の例外的追加）。

（3）育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化（第34条、第35条の3）

- ① 育成者権者の損害額（許諾料相当額）の算定の際に、侵害があったことを前提として通常の許諾料相当額よりも高い額とすることができることとする。
- ② 登録品種の名称で販売された種苗について、訴訟上、実物の確認を要せずに当該名称の品種であると推定する規定を創設する（立証責任の一部を育成者権者から侵害者に転換）。

（4）外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限（第21条第2項）

育成者権者等が国外で登録品種である種苗等を譲渡した場合において、育成者権が消尽せず、当該種苗等の我が国での利用（外国からの輸入を含む。）に育成者権の効力が及ぶことを明確化する。

（5）種苗の貸渡し（リース）に関する保護の強化（第2条第5項等）

育成者権の効力が及ぶ範囲に種苗の貸渡し（リース）を追加する。

（育成者権者が種苗の所有権を保持した上で種苗の貸渡し（リース）を行う場合に、当該リース行為及び対象の種苗に育成者権の効力が及ぶこととなり、保護を強化）

3 その他（第15条の2、第37条の2、第75条）

- ① 早期に実用化する必要性が高い出願品種について優先して品種登録出願の審査をできることとする。
- ② 特許法に倣い、紛争の解決のために裁判所が広く一般から意見を募集できる制度を創設する。
- ③ 登録品種の名称使用義務違反に係る過料を引き上げる（現行10万円を20万円に引き上げ）。

施行期日

令和8年12月1日から施行する。
ただし、1及び2（4）については、
公布の日から施行する。

育成者権の存続期間の延長①

- 育成者権の存続期間は25年（永年性植物は30年）。
- 育成者権は知的財産権の一種。存続期間は、品種育成者の利益の保護と期間満了後の品種の自由な利用の両面を考慮しつつ、新たな品種育成の促進に向けてバランスをとりながら設定されるべきもの。
- 品種登録制度は平成10年に開始。品種としてブランド価値があるままで、育成者権の存続期間の満了を迎える品種も存在。
- こうした状況を踏まえ、育成者権の存続期間を10年間延長する（既存の登録品種についても適用）。

【育成者権の存続期間が満了した品種及び今後育成者権の存続期間が満了予定の品種(主なもの)】

植物の種類	品種名称 (商標)	登録年月日	育成者権の存続期間 の満了日	育成者権者
リンゴ	シナノゴールド (YELLO)	1999/8/11	2024/8/12	長野県
カンキツ	はるみ	1999/11/25	2024/11/26	農研機構
イチゴ	やよいひめ	2005/1/19	2025/1/20	群馬県
イチゴ	福岡S6号 (あまおう)	2005/1/19	2025/1/20	福岡県
ナシ	あきづき	2001/10/18	2026/10/19	農研機構
カンキツ	せとか	2001/10/18	2026/10/19	農研機構
ブドウ	ナガノパープル	2004/6/4	2029/6/5	長野県
リンゴ	トキ	2004/11/8	2029/11/9	(株)原田種苗
カンキツ	愛媛果試第28号 (紅まどんな)	2005/3/23	2030/3/24	愛媛県
ブドウ	シャインマスカット	2006/3/9	2036/3/10	農研機構

育成者権の存続期間の延長②

- 植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)では育成者権の存続期間の下限が定められており、20年(永年性植物は25年)が下限。育成権の存続期間について国際的な状況も考慮する必要。

【UPOV加盟国の育成者権存続期間】

20年(永年性植物25年)	25年(永年性植物30年)	30年(永年性植物35年)	35年(永年性植物40年)
韓国	日本	イギリス(※) ぶどうが35年	日本 (UPOV最長)
中国(78年条約)	イギリス(※)	E U (※) アスパラガスが30年	
ベトナム	E U (※)	アイルランド	
フランス	ドイツ	モンテネグロ (永年性以外は25年)	
アメリカ (品種保護法)	オランダ	デンマーク (延長した場合)	
カナダ	ポーランド	ラトビア(〃)	
オーストラリア	スペイン	リトアニア(〃)	
ノルウェー	ベルギー	モルドバ(〃)	
南アフリカ	スイス	ウクライナ	
イスラエル	トルコ	アゼルバイジャン(〃)	
ケニア	デンマーク (5年延長可)	ロシア	
ウズベキスタン (10年延長可)	ラトビア (5年延長可)	ウズベキスタン (10年延長した場合)	

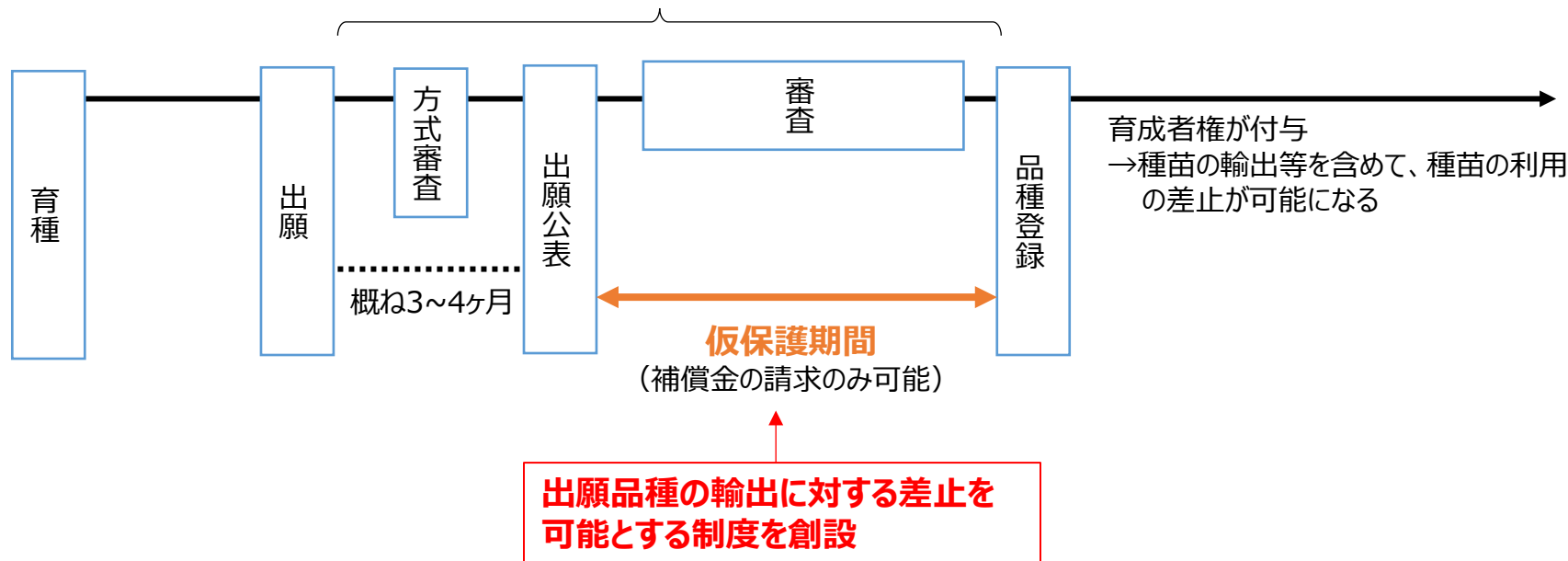
※法令により定める属・種については、25年(30年)から5年延長可能。

品種登録出願中の保護

- 品種登録の出願公表後、登録までの間（「仮保護期間」）に、生産現場においては、登録後の新品種の早期普及のため、種苗の増殖・流通を開始している。
- **品種登録前に出願者の意図に反して種苗が海外に流出していた可能性が報告されているが、仮保護期間中には、こうした登録前の無断利用について登録後に育成者権者に補償金を支払うことを要求することしかできない。**
- こうした状況を踏まえ、**品種登録出願中の海外流出（輸出）に対する差止めを可能とする制度を創設**する。

品種登録のプロセス

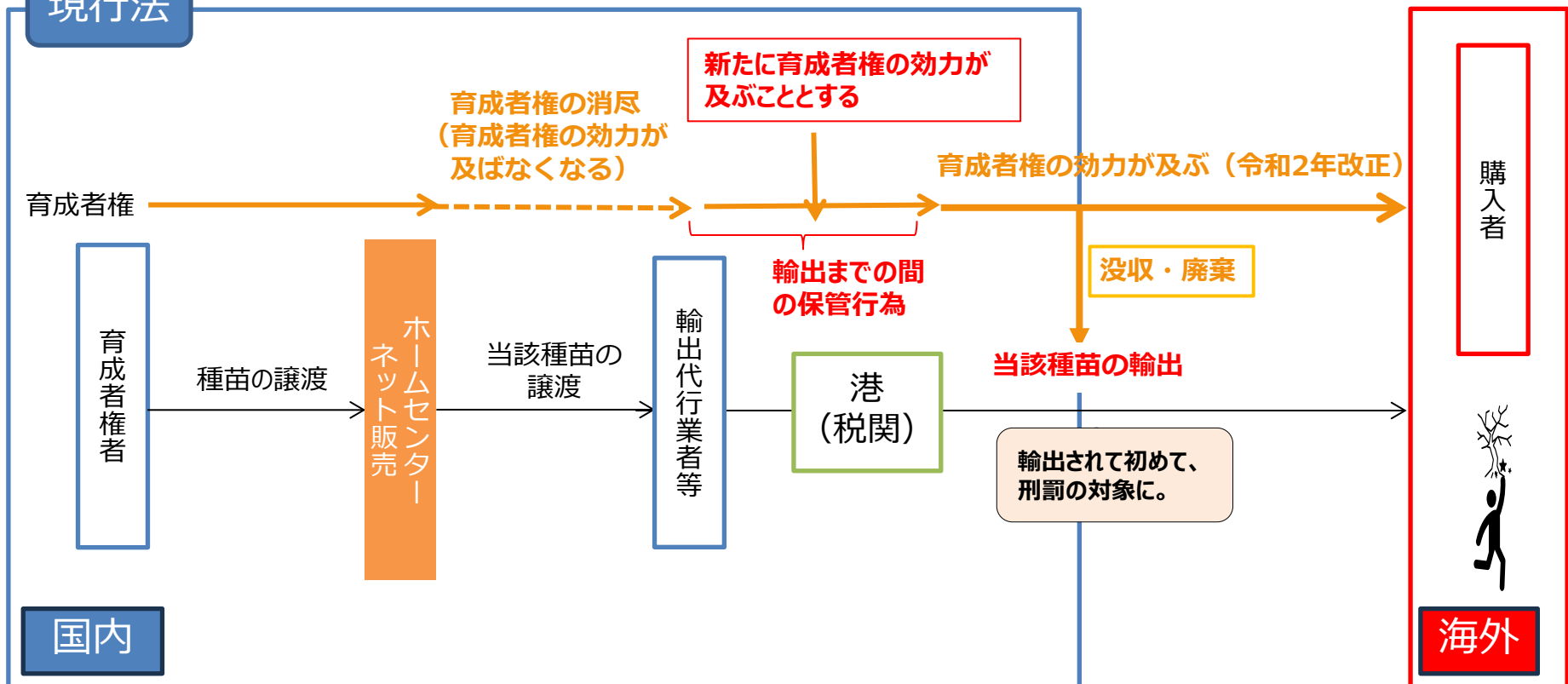
平均で3.3年。果樹では6年要するものもある。
この間、早期普及のための産地試験栽培、種苗増殖等が行われる。



種苗の輸出目的での保管の制限

- 令和2年法改正により、海外持出制限の届出をした登録品種については、譲渡された種苗でも輸出に対し育成者権が及ぶこととなったところ。
- 種苗の輸出に当たっては事前に倉庫などに保管されているが、**保管については輸出以前の状態であるため育成者権の効力が及ばない（育成者権侵害に該当しない）**。
- こうした状況を踏まえ、種苗の海外持出しの制限の実効性を高めるため、**種苗の輸出を目的とする保管についても育成者権の効力を及ぼす**こととする。

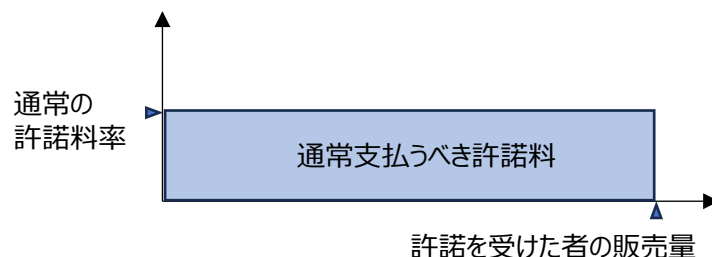
現行法



育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化①

- 育成者権侵害では「通常の許諾料相当額」が損害賠償の額となるが、現行法では侵害が発覚した場合であっても「通常の許諾料額」を支払えば済むこととなり、侵害者にとっては育成者権者に正式な許諾をとるインセンティブが低くなる。
- **他の知的財産権法では、知的財産権侵害の損害賠償額を認定する際に、侵害が発覚した場合には、侵害があったことを考慮し通常の許諾料相当額より高い額を損害賠償の額として認定できることを法律で明示している。**
- こうした状況を踏まえ、**育成者権侵害の損害の額の認定について、種苗法でも同様の規定を設ける。**

【通常支払うべき許諾料】



【侵害があった場合の損害額としての許諾料相当額】



育成者権者が育成者権侵害訴訟における損賠賠償額の推定規定を置いており、許諾料相当額を損害賠償額として請求することができる。他の知的財産権法に倣い、育成者権侵害訴訟において、育成者権者の通常の許諾料相当額ではなく、侵害者であることを考慮した許諾料相当額とすることにより、損害賠償額の認定が高額にできる

参考（実際に許諾料相当額が増額された裁判例）

事例①(特許権侵害の裁判例)

特許権侵害訴訟において、業界の相場が売上の5.3%と考えられるところ、侵害者に対して事後的に定められる許諾料は通常よりも高額になるとし、特許発明の貢献、特権権者と侵害者との競業関係等を考慮し、売上の10%を損害額として認定

事例②(育成者権侵害の裁判例)

育成者権侵害訴訟において、育成者権者の通常の許諾料相当額が売上の相場が3%のところ、売上の5%を損害額として認定

育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化②

- 育成者権侵害訴訟では、**育成者権者が侵害品が登録品種であることを立証する必要があるが、侵害品の入手が困難、実際に栽培試験をするときには数年を要する等の課題が存在。**
- この点、**侵害者が登録品種の名称を用いて種苗を販売しブランドにただ乗りしている場合まで、育成者権者が侵害品と登録品種が同一であることを立証しなければならないことは不合理。**
- こうした状況を踏まえ、**育成者権者の立証の負担を軽減するため、登録品種の名称を使用して種苗を販売した場合、育成者権侵害訴訟においては、販売された種苗が登録品種の種苗であると推定する規定**を設ける。

現行制度

育成者権者

育成者権侵害訴訟の提起

(育成者権者が立証する事項)

- ・ 販売されている種苗を入手して本物のシャインマスカットであることを立証する必要。
- ・ 実際に種苗の栽培試験によりシャインマスカットか否かを確認する場合には数年がかかる



登録品種の名称を使用している場合には育成者権者の立証負担を軽減

侵害者

ガーデニング> 苗> 果実



シャインマスカットの名称を使用してインターネット等で販売

【参考】種苗法

(名称を使用する義務等)

第二十二條 登録品種（登録品種であった品種を含む。以下この条において同じ。）の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称（第四十八條第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称）を使用しなければならない。

外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限

- 育成者権者が海外の生産者に日本国内に輸出しない条件で正規に登録品種の利用をライセンスしている場合でも、**ライセンスを受けて作られた種苗等が育成者権者の意図に反して我が国へ逆輸入される事例が見られる。**
- 我が国で育成者権を取得している場合、**登録品種の輸入には育成者権者の許諾が必要**となる。
- 他の知的財産権法（著作権法）では、海外での譲渡により国内での知的財産権の効力が及ばなくなること（国際消尽）を規定しているものもあるが、**種苗法は、国外での譲渡は育成者権の効力に影響せず、ライセンス品の逆輸入についても育成者権の対象となることを明確にする（国際消尽の否定）。**

しいたけの登録品種の逆輸入

中国のインターネットサイトにおいて、日本国内で品種登録されたしいたけの種菌の販売が確認され、育成者権者の意思に反して種菌が流出している事実が発覚した。

その後、中国国内で無断製造された当該品種の菌床の一部が日本に逆輸入され、その菌床から生産されたしいたけが日本国内の小売店で販売されていることが確認された。

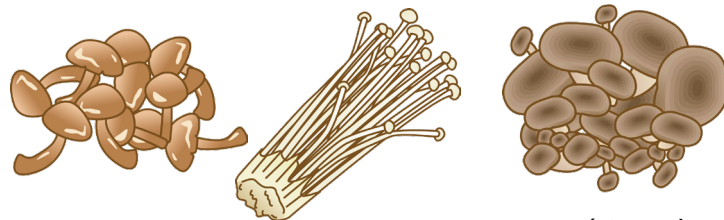


（イメージ）

きのこの登録品種Cの逆輸入

きのこの登録品種Cの育成者権者は、韓国において、「日本への逆輸入禁止」を条件に、きのこの登録品種Cの生産・販売を許諾していた。

こうした中、国内の小売店で販売されているきのこが、登録品種Cに類似しているとの情報があり、確認の結果、当該品種である可能性が高かったため、韓国で生産されたものが国内に持ち込まれた逆輸入品である可能性が疑われるとして、小売店に警告を実施した。

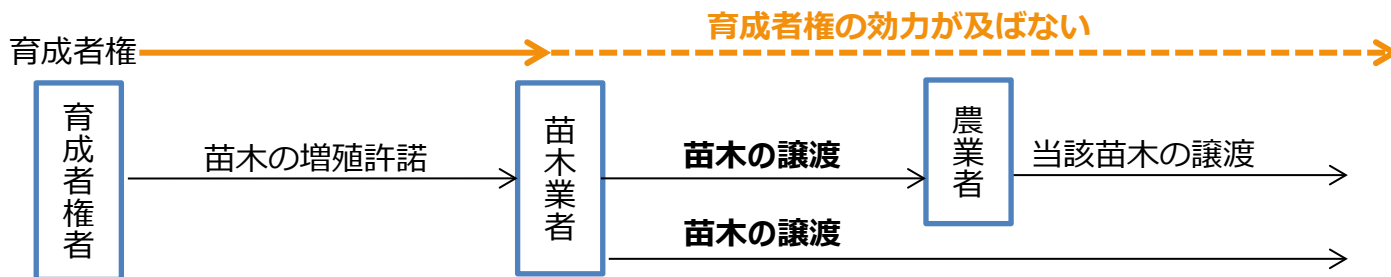


（イメージ）

種苗の貸渡し（リース）に関する保護の強化

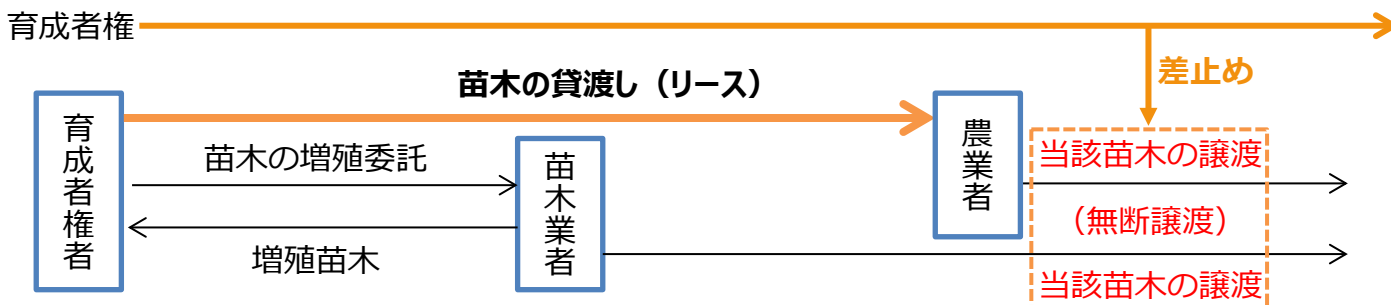
- 種苗（苗木）を譲渡した場合、育成者権が及ばなくなるため（育成者権の「消尽」）、その後は種苗は自由に譲渡（転売）が可能。
- **種苗（苗木）を貸渡し（リース）する場合には、育成者権は引き続き種苗（苗木）に及ぶため、種苗の流出防止対策等のために効果的。**
- 種苗（苗木）の貸渡し（リース）を選択したい育成者のニーズに応えるため、**育成者権が及ぶ種苗の利用に種苗の貸渡し（リース）が含まれることを明確にする。**

譲渡



苗木業者・農業者による苗木の譲渡は原則自由。

貸渡し（リース）



育成者権者は、苗木業者・農業者による苗木の譲渡を制限可能。
流出防止対策が容易となる。

その他の事項

【品種登録審査における優先審査制度の創設】

- ・ 品種登録の審査において、早期に実用化する必要性が高い品種（出願者以外の者が利用している場合等。政令で定める予定）について、優先的に審査することを可能とする制度を設ける。
- ・ 現在は平均で3.3年の審査期間を要しているところ、優先審査の対象となる場合は1年程度の審査期間の短縮を目指す。

【育成者権侵害訴訟における第三者意見募集制度の創設】

- ・ 特許法に倣い、育成者権侵害訴訟において、紛争の解決のために裁判所が広く一般から意見を募集することができる制度を創設する。

【登録品種名称の不適切な使用に関する罰則(過料)の引上げ】

- ・ 登録品種の名称の不適切な使用に対処するため、登録品種名称の使用義務違反に関する罰則（過料）を引き上げる（10万円→20万円）。